

自転車、バイクの登録はお済みですか？

1 本郷構内で駐輪・駐車をする際は、許可証が必要です。

申請資格に該当し、通勤・通学等に自転車・バイクを利用する方は、必ず許可証を各自の自転車・バイクに貼付してください。

(参考)



対象

自転車、電動アシスト自転車等

申請資格

- ・本学教職員及び学生等
- ・東京大学と締結した業務委託契約に関係がある者

(参考)



対象

自動二輪車、原動機付自転車等

申請資格

- ・本学教職員で、通勤届がバイクを使用することで提出し、認定されている者
- ・学生等で、通学距離が片道2km以上である者
- ・本学教職員及び学生等で、特段の事由がある者

- ・許可証の発行は、「東京大学本郷構内交通規則」に則り行うものです。
- ・自転車駐輪許可証及びバイク駐車許可証の有効期限は、交付の年の年度末までとします。
- ・事務室、研究室等で所有している自転車も登録する必要があります。

2 所属部局の登録窓口で登録しよう。

登録窓口は一覧表をご覧ください

自転車・バイクを利用する方は、所属している部局の登録窓口にて申請を行ってください。もし管理区分にない部局の方が申請を行いたい場合は、現在研究室等がある建物を管理している部局の登録窓口にて申請を行ってください。なお、本郷構内に研究室等がない方の申請は、本部環境グループにて行います。

<p>ケース1 所 属:工学部 研究室等:工学部1号館</p> <p>▼</p> <p>登録窓口:工学部</p>	<p>ケース2 所 属:工学部 研究室等:理学部1号館</p> <p>▼</p> <p>登録窓口:工学部</p>	<p>ケース3 所 属:先端研 研究室等:工学部1号館</p> <p>▼</p> <p>登録窓口:工学部</p>	<p>ケース4 所 属:先端研 研究室等:先端研</p> <p>▼</p> <p>登録窓口:本部環境グループ</p>
--	--	--	--

許可証の発行は無料で行っています。申請書に記載をすれば、その場で発行いたします！！

3 交通ルールを守って、安心して過ごせるキャンパスへ

本郷構内では、以下の交通ルールを遵守してご利用ください。

- ・東京大学本郷構内交通規則に従うこと。
- ・許可証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- ・許可証を所定の位置に貼付すること。
- ・赤門、正門を利用する際は、降車し手で押して入出構すること。
- ・指定された場所以外には、駐輪・駐車をしないこと。
- ・誘導ブロック（点字ブロック）の上には、駐輪・駐車を行なわないこと。
- ・夜間に走行する際は、照明器具を点灯させること。
- ・大学を車庫代わりに利用するような行為を行なわないこと。（自転車以外）
- ・自転車・バイクが不用になったとき、構内に放置せず、自らの責任で処分すること。